

花園天皇宸翰願文と塙検校の逸事

後藤紀彦

一はじめに

検校塙保己⁽¹⁾の一一代の事業は誠に瞠目に価するものがある。今日に明瞭な形で残されたものゝみでも「群書類從」「蟹蠅抄」「鷄林拾葉」等の編纂刊行、「続群書類從」「武家名目抄」「史料」「椒庭譜略」「皇親譜略」等の編纂、「日本後紀」「令義解」「類聚符宣抄」「扶桑略記」「百練抄」等の校訂出版等であり、ほゞ生前に此等の事業は完成にちかく、没後は急速に遅滯遷延したのである。

この大事業が着々と成功した上には、江戸時代における学問の高さと動向、幕府や雄藩等の全面的援助、萩原宗固・松平乗尹・山岡明阿・奈佐勝臯・横田茂語・立原翠軒等の師友の協力、屋代弘賢・松岡辰方・石原正明・中山信名等の高弟の参与などの好条件が重なったことを考慮に入れてみても、常人にしても及びがたい史料の編纂校刻事業が、一瞽者の首導により推進されたことに眞の驚きを禁じえない。

二某太上天皇宸翰願文をめぐる逸事

それゆえ當時でも遠隔の地では眞の盲人にあらずとする風評があつた程で、盲人学者の卓越せる風貌を示す幾つかの逸話が語り残されてい

る。最も人口に膾炙した、講義中に燈が消え周章する弟子に目明きの不便を嘆じた話、誤写した宛所のため困却した使人の話を聞いて正しい住所を挿し出した話などと並んで、どの検校伝にも必ず言及される逸話に次のものがある。

検校の盛名を聞き及んでいた水戸の立原翠軒が、屋代弘賢の宅に検校と会した席上、かねて議論のあつた太上天皇某とのみある宸翰願文の筆者についての話が出たところ、初聞の検校はその願文の本文を聞き、内容より推してたゞちに花園天皇と断定を下した。その断案の根拠は兩人を感服させ、かねての盛名通りの学識であることを知った翠軒は水戸家に推挙、「大日本史」の校正に掌ることになつたというものである。検校の本領である分野で名だたる碩学者を凌ぐ力をみせ、それが検校の活動の場を広げることにつながつたと云う点で、最も「盲人学者」にふさはしい逸話である。

その状況を活写するには禿筆の及ぶところではなく、又それを伝える二史料に微妙な違いがあるので、公刊されているものではあるが繁いとわづ左に引用しよう。まづ高弟中山信名が文政二年に編した「温故堂塙先生伝」⁽⁴⁾（以下「塙先生」と略称）の記事である。

大人一日屋代弘賢の家をとむらはれしをり、水戸の文学立原万^{甚五郎}

もその席にありて、某か秘藏る三年の御願文のことを弘賢と論らひたり、この御願文は奥に太上天皇某とのせられて御諱まさしくしるされず、当年は後伏見院・花園院ともに太上帝にておはせし時なれば、いづれともわきかねたりしに、大人かたはらにきて、その文はいかにかゝせ給ふにや、一通りきかせ給へとて、よまするに、帝禁之闕宸居無^レ動、姑射之山^(園觀)南樹不^レ虧といふ句にいたりて、大人そこのてよくわかれにたり、花帝の御願文なり、いかにといふに先づ帝禁之闕とかゝせ給へるは後花園帝なり、これは御子ながらも御位におはすれば也、つぎに姑射之山とかゝせ給ひしは父の帝後伏見院をさゝせ給へる也、されば花園帝にたがひあるまじ、といはれければ、万をはじめて皆感じ合たり、初め万大人の名をきく、こゝにいたりて名と実のかなへるをしり、日本史の校合をゆだぬるの意を起す、然れども同僚のうけざらんことをばかりて、まづ参考盛衰記を校正するにことづけて大人を文公にすゝむ、この故に同じき五年といふとし始めて文公を挙げ月俸五人の分を給りて往来のたすけとす、盛衰記の校合の事はて、また日本史の校合にあづかる、其功勞あるをもて月俸をまして十人の分を給はる。

次は山崎美成の隨筆「海錄」十四に収める「花園帝の宸翰⁽⁵⁾」と題する文である。

淺草に伊勢屋五郎兵衛^{号足}といふ家に宸翰二三枚あり、御花押もなくてありしが、その内二枚は極めもありて定かなれど、一枚は御願文にて何とも定め難くありしを、人々考へなづみ居たる由、さて或時立原翠軒翁の塙校の名高き事を聞及ばれ、面会ありたき由屋代輪池翁に謀られしかば、その後屋代翁宅へ兩人を招かれ近づきせし折、色々の序にかの定かならぬ宸翰の噂出たるに塙校云、そはいかなる御文体にやといへるに、幸ひ屋代翁に摹本ありしかば紙てよ

み聞せたるに、その御願文に廷禁之闕宸居無^レ動、姑射之山万寿不^レ齋と云文ある所に至て、塙氏はたと手を打て含笑し、分りしといへり、よつて立原氏の其由を問れしに、花園院宸翰なる由いへり、其由は花園院の時、伏見花園二帝仙洞にておはしましたり、故に花園帝已に仙洞にましませど、伏見帝を姑射といひ、当令を廷禁無^レ動と祝し給へる也、之にて初めて分明なりしといへり、それより立原翁、塙を水府へ吹舉ありしとなり、屋代輪池談

(頭書)

丙戌正月廿三日、片山氏⁽⁶⁾へ行て宸翰を揮見せり、その文別に上末に

り、こひて自ら手掲せり、今片山氏は足水よりは三代になれりと云

この筆録は文政八年頃と思われるが、十五年後の天保十一年跋刊「三養雜記」三に収める「塙校小伝」のなかに若干手を入れて再録している。それによつて願文には太上天皇とのみあつたこと、筆蹟が優美なので足水がかねて墨本にして人に贈つたこと、足水は片山姓で山岡明阿の門人であり、明阿手沢の遺書を伝えること、などを補足することが出来る。

江戸時代の著作では以上の二書が主なるものであるが、二つの記事が殆んど同趣であるのは、共に屋代弘賢の談話によつたからであろう。しかしこれらの記事のみでは、肝心の願文の年月日も内容もわからず、僅かに引用する二句にも細部の違いがあり、塙校が直ちに花園天皇と断じた根拠や、上皇・天皇関係の説明にも両記事の間にいく違ひがあり判然としない。それゆえ明治以後に出た塙校伝も、何れか一方の記事によるか、両記事を折衷したものとなつてゐる。

ところで今迄言及した先学を見ないが、宸翰原本には当該の出来事よりはるか後の文政元年九月に、屋代弘賢により左の識語が付されたことが、両記事を折衷したものとなつてゐる。

が西田直養の隨筆「篠翁漫錄⁽⁹⁾」によつて判る。

正慶二年太上天皇御札といふもの、淺草なる足水氏の所蔵也、其跋字を屋代翁ものしたまひしをみしまゝ爰に出て、この文章の趣にて

も塙氏の識見は格別のもの也。

つたのであるうか。

往歲立原翠軒与塙檢校^一会^二余家、翠軒舉^三御札^一質^二余曰、正慶時、後伏見・花園^二上皇猶在、是知^三其為^一何皇^二也、余曰、後伏見帝御書嘗獲^三〔^二觀^一〕^{〔^二讀^一〕}、至^三花園帝聖墨^一未^二嘗^一寓目^二、此余之所^三以難^二僭^一妄定^二也、翠軒曰、然、檢校曰、且為誦^レ之、翠軒讀至^三帝禁之覲^一聯^二、檢校撫^ニ其手^一曰、吾既知^レ之、帝禁之覲^ニ居無^レ動、非^レ為^ニ當宇^一祈^ニ永祚^ニ乎、姑射之山南寿不^レ齋、非^レ為^ニ上皇祝^ニ三寶算乎、上祝^ニ上皇下祈^ニ當宇^一、非^ニ花園帝^ニ而誰也、二人歎服以為^ニ至^ニ當^一、翠軒曰、檢校神悟、直決^ニ之聖藻^一、而吾輩目學、欲^レ取^ニ審於妙^一、識趣之高下何如也、因薦^ニ參影考館^一、事以訂^ニ定百年未了之史^一、回顧兩紀、二老猶能鑿鑄、而日本史今方鏤^ニ版行^レ世、二千余年皇霸之蹟較然矣、然則是事雖^ニ小、所^レ係則大、因錄^ニ之御札之末簡^一、文政元年九月日、源弘賢恭題、時年六十一

こゝに始めてその席上にあった当事者からの確実な直語を得たのであ

るが、前の二話も弘賢の談話から出たものである以上、同趣旨のものであって、新たに得る所はない。ただ宸翰の年号が正慶二年であること、そうなれば一人の太上天皇とは後伏見・花園院であり、時の天皇は光嚴天皇であること、問題の一聯の字句が正しくは「帝禁之覲^ニ居無^レ動、姑射之山南寿不^レ齋」であること、弘賢が審定に迷ったのは後伏見天皇の書は目睹したことがあつたものゝ、花園天皇の書はその機がなかつたことによること、等は此の識語によつて始めて知り得た事実である。

ほど^ニ「海錄」の伝えの方が正確であり、「塙先生伝」の方に錯誤が多いのは、弘賢の談話を耳で聞いて筆録し、願文そのものを見ず、再訂の機を得なかつたからであろう。

しかしこれに拠つても願文の隻句以外は依然として知り得ない。それ

ではこれほど喧伝された宸翰原本や、幾本か作られた筈の墨本はどうな

註

(1) 荘内藩士池田玄齋の隨筆中の話。丸山季夫「弘采錄から「保己」一と弘

賢のこと」(丸山季夫遺稿刊行会編『国学史上の人々』所収)

(2) 著者未詳(堤朝風カ)「春宵談」(『日本藝林叢書』第五卷所収)。該逸話が「春宵談」に見える由を屋代弘賢が山崎美成に語り、美成がそれを「海錄」に留め、更に天保十一年に公刊した「三養雜記」に収録したことにより弘通したらしい。

(3) 宮崎成身編「視聽草」四集五(渡辺知三郎編「空前絕後塙檢校伝」明治25年刊、十一丁所引)

(4) 註(3)所引渡辺知三郎編書所収による。続群書類從完成会刊「群書類從正統分類總目錄」にも収めるが小異がある。本書は塙家に残る信名の未定稿本二種を明治十年に栗田寛が整書せるものに、渡辺知三郎・塙忠韶が補筆したもので、考証の厳密をもつて聞えた信名の著にしては、随所に年月日の誤認や文章の未定なところがある。

(5) 大正4年国書刊行会刊本による。

(6) 『日本隨筆大成(新訂版)』第二期第六卷所収。公刊された檢校伝として最も古いものであろう。なお本書では翠軒の名も、水戸家への推挙も伏せている。

(7) なお外に東京文理科技大学所蔵「まに／＼草」第三冊に「誠之の持たりし宸翰を塙保己」、伏見院なりと判ぜしこと」の記事がみえる由であるが(森銑三「近世人物研究資料叢覽」片山誠之の項、『森銑三著作集』別巻二七五頁)、参照するを得なかつた。

(8) 清宮秀堅「古学小伝」三(明治19年刊)は折衷をとり、小泉秀之助『塙檢校詳伝』(徳育資料第12編、明治41年刊)は「塙先生伝」により、太田善磨『塙保己』(人物叢書17、昭和41年刊)は両書の記事の矛盾に苦しんでいる。

(9) 大東急記念文庫所蔵の小杉樞邸編「杉の葉草紙」第六帙杉園隨筆十六ノ二所収の抄録による。著者をさゝの屋主人編とするのみであるが同題の抄録本を宮内庁書陵部所蔵「池底叢書」八十六にも収め、著者名を欠くが、同



じ弘賢識語の部分を存している（但し一行程の脱文あり）。「池底叢書」は屋代弘賢の没後、その遺書のうちの小冊を大量に入手した須坂藩主堀直格が、黒川春村に命じて編集せしめた叢書であるが、春村はその解題「池底叢書要目」（『続史籍集覽』所収）で小篠敏（東海）の著と推定した。一方、西田直養の随筆は広本を「筱屋漫筆」と称し、国会図書館に明治初年写の二十巻本を、無窮会神習文庫に十五巻本（『日本隨筆大成（新訂版）』第二期第三巻所収）を藏し、「筱屋漫筆」中の幾話かが広本と重なるので、西田直養の著とするのが正しい。但し弘賢識語を含む幾話かは広本には見えず、「漫録」は稿本段階での抄出本であろう。

三宸翰願文摸刻本の出現

昭和五十四年三月、ゆくりりなく古書肆より入手した一拓本が問題の摸刻本であった。縦約三十四糸（墨拓部分、即ち版）、横約百・五糸の未装の画仙紙一枚、文字を陰刻した版木の上に紙をのせて油墨で拓揚した所謂正面刷の法によつたものである。極く一部分に版木の欠損、又は虫損と見られる所があるので、初刷ではないと思われるが、漆黒に仕上げており精拓である（上掲図）。天地に界線（四・二糸）があるが、此は原本に引かれた罫線であろう。左右にも界線があるが、此は原本の寸法を示すものであろう。中間に施された縦線は原本の継目を示すものと思われ、それによれば第一紙は四十四糸、第二紙は四十四・三糸である。首部下方罫線外に片山足水の蔵印である「足水家藏」の重郭長方印（縦四・八糸）を刻する。糸文は左の様である。

依天下擾亂 獻山科（天智）（宇多）（後白河）（後鳥羽）
（後嵯峨）
淨金剛院 後深草 伏見等書愚草

某頓首再拜謹言、昨握靈圖
兮繼隆基、今逐虛舟兮挹謙
流、每仰生涯之運、偏仰

尊廟之恩、於是世及澆薄、^(×)₍₃₎
人爲暴亂、金革競起、風塵
不安、適依山陵之靈威、得
免國家之艱難、然殘黨猶
成烏合之衆、凶賊未止狙詐
之謀、侵掠州民、欲危京師、
雖委兵畧於武將、只憑冥
助於祖宗、外國^(×)或創業革
命、雖有篡奪之跡、本朝只
繼牳守文、常存授受之禮、
是則宗廟之德軼於他國、
神州之稱獨在我朝之故也、
日月星辰運行不回、天神
地祇鎮坐尙在狂愚、縱謀
凶逆、祖靈蓋加擁護、非
苟求一身之安、欲救百
姓之勞苦也、非啻防當時之
難、欲塞後昆之窺覦也、丹
祈不爲私、玄感^(×)必可通、然則
撥亂反正、勝殘去殺、朝野橐
弓矢、山林縱馬牛、文武瓦資、
都鄙安全、帝禁之闕、宸居
無動、姑射之山、南壽不蹇、四
海清晏、波瀾永息、仁澤滂流、
雨露遠霑、速答懇祈、立
顯靈效、頓首再拜謹言

正慶二年二月四日 太上天皇某言

この摸刻本の出現により初めて正慶二年二月四日、後醍醐天皇側の勢力が各地に再挙し騒然とした危機的状勢のなかで、天下の静謐を祈り諸山陵に献ぜられたものであることが判明した。摸刻ながら誠に暢達流麗の筆であることが伺え、袖書に「愚草」とあり、二、三の文字に訂正が加えられているので、宸翰と断じてよいであろう。

元弘元年九月二十日、後醍醐天皇笠置合戦の最中、武家の守護の下に光嚴天皇は践祚、再び後伏見上皇の院政が開始された。その後敗れて京に帰られた後醍醐天皇より神器を授受、翌二年三月には即位式が行われ、四月二十日に正慶と改元、この間後醍醐天皇は隠岐に、諸皇子は四国に配流、加担した廷臣も次々に斬刑・流罪等に処せられ、天下は一旦は静謐に帰したかと思われた。

しかし六月に入ると早くも熊野にのがれた大塔宮の挙兵が伝えられ⁽⁶⁾、同宮の令旨が諸方に飛び、十月頃には楠木正成が再挙の旗を揚げ、十一月十五日付の花園上皇宸翰に「楠木事猶興盛候歟、自昨日門々番衆等、

著鎧直垂祇候之間、定子細候歟之由推量候、只冥助之外無所憑候、関東武士も上洛遲々之間、返々非無怖畏候」と報ぜられる様な状勢となつた。十二月には赤坂城も再び正成の手に入り、翌二年正月には和泉・南河内を捲して天王寺迄責め上り、六波羅軍と戦い、二十一日には早くも京を捨て関東へ行幸のことが朝議せられるにいたつた。月末から二月初めには関東よりの大軍が到着、直ちに河内・大和・紀伊の三道から吉野・赤坂・金剛山攻略に向つたものの、各地に挙兵の動きがあり、天下の形勢は予断をゆるさぬものがあつた。

この間、諸寺・諸山で調伏の祈禱が修せられたが、偶然にも此の宸翰を裏付ける史料が残されている。貞和三年十二月、大外記中原師茂の「天下兵革時被行御祈例」の勘文中にあるもので、天慶三・四年の将門・純

友の乱、永暦元年の平治の乱、文治元年の源平の乱の先例について

正慶元年十二月二日、今日被發遣十二社奉幣使、依天下不靜謐御祈也

廿二日、今夜為天下静謐御祈、被發遣山陵使、依楠木事也

同二年二月四日、自仙洞被立山陵使、依天下静謐御祈也

とあり、十二月二十二日の山陵使發遣について行われたものであることが判明する。

山陵使を發遣して陵前で告文を奉読することは、即位・元服・立太子・立后等を告げるいわば恒例の場合や、天変地異・外寇・天下兵革・不預等を祈る臨時の場合があつたが、古くは内記が起草・清書した宣命体のものが用いられたと思われる。しかし村上天皇の天暦四年、告立太子の時に宸筆告文が献ぜられたのを初例として、とりわけ臨時の際には、能文の延臣が起草し、宸筆で清書された本願文と同形式の漢文体のものが用いられた。但し天皇の宸翰が奉獻された例は極めて限られており、⁽¹¹⁾ 上皇の場合はやゝ多かつたようである。⁽¹²⁾

弘安四年六月、元寇祈攘の山陵使次官として發遣された広橋兼仲の記録によれば、沐浴して清書された宸翰を正副二人の使が山陵に持參、微音で読み上げたのち書面を山陵に向け、その後瑞籬の内で焼上げる、といった手続きを伝えており、諸社寺に献ぜられた宸翰と異り、正文は決して残らないのである。本宸翰は清書に際して用いられた草案であつたと思われ、袖に「愚草」とあるのは延臣の起草ではなく、宸作の意を特に注されたのである。

宸翰が奉獻される山陵の名と数は、時代と告文の内容により異なるが、本願文の場合は元寇の際の八陵から神功・土御門二陵を除き、持明院統の後深草・伏見二陵を加えたもので、外寇に准ぜられたものであろう。以上で本宸翰の出された背景は説き終つた。それでは後伏見・花園二

上皇のうち、花園上皇と断じた検校の根拠と結果は如何であろうか。先引の唯一の記録も「仙洞」より立てられたとしか記していない。検校は「帝禁之嗣、宸居無動」の句で光嚴天皇の安泰を祈り、「姑射之山、南寿不寒」の句で後伏見上皇の長久を願っているから、花園上皇であるとするが、「姑射之山」は単に譲位した天皇を意味するのみで、治天の君の意を含んではおらず^[14]、後伏見上皇のみを指すと解するのは少々無理の様である。検校の断案が人々を一時に推服させたにしては、やゝ根拠薄弱に思われる。^[15]

むしろ願文の前半に注目すべきであり、本願文では単に譲位仙居した身の上を叙するだけであるが、院政の君である場合は治天を意味する語が入るのが通例であった様で、それを欠く本願文は花園院のものである可能性が非常に高い。

さて屋代弘賢の時代とは異り、両上皇の筆跡とも写真によつて簡単に接し得る現在、その比較という最も確実な手段が残されている。両上皇とも能筆の伏見上皇の御子だけあって、いづれも暢達の筆であり、筆法も似ておられ速断し難い。しかしこれに先立つ三年、元徳二年に花園上皇が量仁親王（光嚴天皇）に与えられた「戒太子書」と比較すると、共に草案という利点もあり、正に同一と見做される筆致の幾字かを見出すのであり、一方、後伏見上皇にはかかる長文の宸筆草稿は存してないという点があるものの、これ程近似した字を見出しえない。花園上皇の宸筆と断定して間違いかろう。本願文が伏見上皇と並んで献ぜられたものであるのか、或は花園院のみの発願であったのか、確かめるすべはないが、結果としては検校の推定と一致したのである。

註 (1) 山陵主の比定は東洋文庫所蔵自筆本「兼仲卿記」弘安四年六月二十日条（未刊部分）による。なお『続史愚抄』、上野竹次郎編『山陵』（大正14年刊）等を参照。

(2) 拓本の一部欠損部分。

(3) 拓本の一部欠損部分にあたるが、原本の文字そのものに重ね書きによる訂正があつたと思われる。

(4) この部分のみ右方に拓本そのものの虫損がある。

(5) 「天神地祇鎮坐」の六字にかかる縦筆は虫損を示すものではなく見せ消ちかとも思われるが、「鎮坐」の二字の前後同位置に虫損があることを示しており、句も対偶をなさぬので、そのままにしておいた。

(6) 「花園天皇宸記」
(7) 前田家所蔵『三朝宸翰』（『宸翰英華』本文一七三号）

(8) 「道平公記抄」（岡見正雄校註角川文庫『太平記』一附録）
(9) 「師守記」貞和三年十二月十七日条裏書

(10) 「古事類苑」帝王部十八、礼式部九等。

(11) 後の勘文等を参考にすると鎌倉末にいたるまで左の六例のみと思われ

(イ) 天暦四年六月二十八日 村上天皇 告立太子 醒醐陵（『日本紀略』
「御產部類記」『大日本史料』^{一編}當日条）

(ロ) 寛元三年三月十二日 後嵯峨天皇 祈天變 後白河・後鳥羽・土御門
三陵（『兼仲卿記』『後愚昧記』『大日本史料』^{之九}當日条）

(ハ) 正元元年十月一日 後深草天皇 祈天變并不予 後白河・後鳥羽二陵

(ニ) 文永五年六月二十二日 亀山天皇 祈蒙古來寇 神功・天智・宇多・
後三条・後白河・後鳥羽・土御門七陵（『吉統記』）

(ホ) 弘安四年六月二十日 後宇多天皇 祈蒙古來寇 右の七陵に後嵯峨陵
（『兼仲卿記』）

(コ) 永仁元年十二月一日 伏見天皇 祈彗星出現 後白河・後鳥羽・後嵯
峨三陵（『後愚昧記』『大日本史料』^{之八}応安元年五月八日条）

(イ) の告文に漢文體で「御願頭首再拜謹言」に始り「頌首再拜謹言」に終り、年月日の下に御諱が書かれる独特的の書式が用いられて以来、天皇・上皇を問わず常に同じ形式が用いられた。なお宮内庁書陵部所蔵『山陵御告文案』一軸（伏見宮旧蔵）には白河上皇より後嵯峨上皇に至る八通の告文

案を収め、本文に添削が加えられ、袖に起草者の名と奉獻の山陵名等を異筆で注しており、多くは清書に際して用いられた草案そのものと思われる。中に(口)の告文案(『大日本史料』未収)があり、天地の罫線や寸法も問題の宸翰願文とほぼ同体裁である。

なお当時は「宸翰御書(草)」とよばれ、ときに「勅書」「告文」「宣命」等である。例の宸翰願文も古文書学上からは「告文草案」と呼ぶのが正しいと思われるが(相田二郎『日本の古文書』上、伊地知鉄男編『日本古文書学提要』上巻)、本稿では江戸時代からの呼称に従い便宜「願文」と称しておく。

(12) 前註(イ)の例に准じて康和五年八月七日、白河法皇が後三条山陵に立太子を告げられた(『大日本史料』三編之七、^{〔當日条〕}のを初例とするが、その後『上皇之時例、自康和至建保已及度々』(『経光卿記』正元元年十月二日条)、「於院中者度々有例歟」(『後醍醐記』応安元年五月十日条)と記する

様にかなり行われ、前註所引「山陵御告文案」にも七通を収める。天皇の場合に比してやや私的な内容のものが多く、此は院政の政治形態と関係があろう。一々例を挙げるには省略するが、本宸翰願文との関連でいえば、文永十一年十一月二日、龜山上皇が蒙古来寇を祈られたのは前註の(ホ)と同じ八陵(『兼仲卿記』弘安四年六月二十日条)である。

(13) 「兼仲卿記」弘安四年六月二十日条

(14) 「姑射之山」に治天の君の意を含まぬことは「風雅和歌集」仮名序(貞和二年光嚴上皇撰、仮名・真名両序は花園院の代作)に「抑昔は天つ日嗣を承けて、百敷の内繁き事わざに紛れすぐしよを、今は塵のほか藐姑射の山静かなる住まひを占めながら、なほ天の下方の政を聴きて、夙に興き夜はに寝ぬる暇なし」とあるのにより明らかである。

(15) 花園上皇から後伏見上皇は兄、光嚴天皇は甥に当るが、それぞれ立太子の時に猶子の関係を結んでおられるので、父子の間柄となる。此の猶子關係は厳守されたのであり、文保元年九月、伏見院崩御の際に祖父帝の儀により諒闇が行われなかつたので、北畠親房の非難を受けていた(『神皇正統記』)程であり、「戒太子書」も同じ立場から著わされたものである。

皇族・皇女の関係に詳しかった検校は、此の間の事情を知悉していたと

思われ、此の願文を説明する際、事実は父子の間柄ではないが、猶子の関係からは父子であり、父子の情からして花園天皇であると補説したのではなかろうか。それが人々を感服せしめた理由であり、「塙先生伝」記述の混乱を招いた様に思われる。もっとも当事者の弘賢が識語に何も記していない以上かかる憶見は慎むべきであろうか。

(16) 「在蒼元而兩三廻、遁瑤罔而廿七歲、猶挾二代之聖主、未拋万機之聽覽」(『山陵御告文案』所取文永九年正月二十九日後嵯峨法皇告文案)、「謬顧宵量、雖遁天統、備太上之尊、而掌万機之諮詢」(『御伏見院御願文類』所取文保元年六月日後伏見上皇告文案、宮内庁編『皇室制度史料』太上天皇、二二〇〇頁)

(17) 宮内庁書陵部複製『花園天皇宸翰集』(昭和52年刊)所収

四 塙検校と水戸家

検校と水戸家の関係については、従来「塙先生伝」を元に述べられて来たが、近時、三木正太郎氏の二論考⁽¹⁾、吉田一徳氏の大著⁽²⁾が主に彰考館側の「江水往復書案」を利用して極めて詳細に論じておられ、付加すべき何者もないでの、両氏の業績に多くを譲り、極く若干気付いた点を指摘しておこう。

まず彰考館への参仕は「塙先生伝」によつて天明五年とされて来たが、正しくは寛政元年六月末頃であり、まず「参考源平盛衰記」の校正にかかり、同年十月初頃から「大日本史」紀伝の再訂に掌わつたことが判明している。

「塙先生伝」では、参仕以前に翠軒が検校の「花さく松」の南朝三代説を読んで論議の末に検校の説に伏し、これも推舉の理由となつたとするが、「花さく松」は天明八年の著であり撞着していたが、寛政元年参仕とすれば矛盾はない。その成稿が丁度水府参仕の前年であり、検校は外に殆んど自己の著作を残していないことを考へると、かねて水戸家への推举を考えていた翠軒が、検校の力を目に見える形に示したいと思

懲諭の結果成ったのか、とも思われる。「塙先生伝」の伝えを逆に、議論の場が先にあり、著作が後と考えればよい。宸翰一件は恐らく此に先立つもの、翠軒の天明六年六月彰考館總裁就任の後であろう。⁽³⁾

光圀の開館以来すでに百余年を経いたが、「大日本史」は志類の編集が容易に進歩せず、当分完成の見込みもたゞ、史館も人材に乏しく沈滯氣味であった。そこで翠軒は寛政元年夏、志類編集は当分とり止め、既に成稿し徒らに高閣に束ねられている紀伝を精校の上、公刊すべきことを建言し、以後寛政十一年の義公百年忌完成を目途に再訂の業が進められていく。

しかし志類の中止は義公の修史方針にそむくとする藤田一正らの反対も強く、翠軒の強い主張のもとに新しい方向に踏み切った以上、すみやかに再訂を成就する必要があり、翠軒が周囲の反対をおして検校を入れた理由もそこにあつた様である。

それだけに翠軒の期待する処は大であつたが、検校の活躍はそれに背かず、入館直後に「三三冊日本史もよみ聞かせ候處、事実之齟齬なる事多く心付申候、引用書へのこらず當り見不申候へは不安心之事共に御座候、盲人の強記には驚入申候事に御座候」と翠軒は報じており、以後全ての巻について原本との再校が行われてゆく。

一方、「検校新治は引書之引ちがへと皇子皇女之年甲或は年序等之違のみにて大抵定りおり候他、たまたま大関係において見出候事も有之候得共、それは皇子之次序を正候程には自身も心を用ひず候ゆへ、すくなく候、国史など比校の益は絶て無之候」とする冷評もあつたが、この皇族の縁辺関係については検校の最も得意とした所と思われ、先の宸翰一件、「花さく松」も同様の観点からなされた考證である。

はるか後年の文政九年頃、中山信名を館に迎え校正に当らせた時、やはり館生の反対がある由を報じて来た江戸史館總裁青山延子に答えた藤

田一正書簡⁽⁷⁾は、検校入館当時の空氣とその活躍ぶりを良く示している。

「先年此君堂先生塙を引込候節、時人の異議紛々に候へ共、是も一時之事にて候」とし、続いて「此方之規模相定り不申候へば、徒に彼の名を成候迄にて」とあるのは、検校の実力と活動が館生を周章させたことを示している。また「塙没故之後へ考證之儀平四郎別而得益候事=御座候」と考證方面は検校とその門弟の力に俟つ所が大きいことを語っている。

また「御家の御撰他国人に懸候事も不相成候所、平四郎は幕下御家人にて、御家臣と次第は違ひ候へ共、元來御領内出生之者、殊に史館御出入も相済候へば、申さば検校之懸りにも同前に御座候」とあるのは、信名は常陸国久慈郡石名坂村の出であつたが、のち御家人中山有林の養子となつたことを指している。文中にそれが検校も同前とあるのは注目すべきで、検校は武藏国児玉郡保木野村の出で荻野姓であつたが、安永四年常陸国茨城郡市原村の出である師雨富検校の本姓を譲り受けた塙検校と稱した。それ故、水戸家への出仕も同国人としての扱いで比較的の支障少なく受け入れられたのである。⁽⁸⁾

その後「大日本史」校訂事業は着々と進行したが、修志方針をめぐる翠軒と藤田一正・高橋広備等の対立が顯在化し、享和元年に志類編集の再開が命ぜられ、翠軒は館を去り、後の水戸党争の起因をなすにいたるが、検校と水戸家との関係は変ることなく、晩年迄「大日本史」の校正や主君の侍講に掌わつたことが知られている。

「大日本史」の版刻は文化三年に始められ、同六年には紀伝の刻本二十六巻を幕府に献じ、翌七年には念願の朝廷への献書が実現し叡賞を賜わった。文政元年の屋代弘賢識語が「日本史今鏡『版行』世」と述べたのはこの事をさすのである。この間、引書の舛誤、訳文誤謬の訂正など検校の功績による処は大きく、とりわけ宇多本紀における「栄花物語」舞文の指摘⁽⁹⁾、仮名文記録の訳文の点検など、国文資料に関する目立った活

躍を伝えている。たゞ紀伝全部の上本が完成したのは更に三十年後の嘉永二年のことである。

さて検校が水戸家に出仕する二年前、天明六年二月には「群書類従」の見本ともいべき「今物語」を刊行、同時に「群書類従」開板宣伝を初めており、後年の大事業が緒に付いた時点では水戸家出仕の身となつたことは検校の事業を発展させるために非常に役立つたことゝ思われる。

検校の側でもそれを顕揚するに努めたようで、寛政六年四月、幕府から閑校を認可された和学講談所の扁額「温古堂」の染筆を水戸文公治保に乞うて得たのもそれであろう。

(12) また寛政五年頃と思われる「群書類従」の開板宣伝文「屋代弘賢弘メ書」でも「堀検校保己」と申もの盲人ながら和学の達人にて古今の古書一度耳ふれ候へばことく暗記いたし候、是によつて水戸殿より御台力米被遣、日本史并に参考盛衰記等の校正御頼に付、隔日に罷出候」と宣伝これつとめている。只に彰考館の秘籍を利用出来る便宜だけではなく、学識と身分についての折紙の役割を果したのであつた。

註

- (1) 三木正太郎「大日本史と国学者」（日本学協会編『大日本史の研究』昭和32年刊所収）、「堀検校と大日本史」（堀保己一検校百五十年祭記念論文集編集委員会編『堀保己一記念論文集』昭和46年刊所収）
(2) 吉田一徳『大日本史紀伝志表撰者考』（昭和40年刊）
(3) 二章に先引の屋代弘賢の文政元年識語に「回顧両紀、二老猶能饗鑠」とあり、これは回顧すれば既に二十四年前のことであるが、との意と思われるが、文政元年より算すれば寛政七年となり、水戸家出仕以後になつてしまふ。弘賢の失念か、二老と対偶させた舞文である。
(4) 「江水往復書案」寛政元年八月十八日立原翠軒書簡（吉田氏著書六一八頁所引）
(5) 藤田一正「修史始末」下 寛政元年条（義公生誕三百周年記念会編『大日』所引）

本史（後付所収）

- (6) 中村庸氏所蔵寛政九年三月二十三日高橋広備書簡（吉田氏著書六一〇頁所引）

- (7) 和田英松氏所蔵（文政九年カ）九月二十四日藤田一正書簡（八代国治『長慶天皇御即位の研究』三四三頁所引）

- (8) なお此の文によれば検校は寛政元年出仕以前に「史館出入」が許された様に読める。恐らく蔵書閲覧のためであろう。

- (9) 川口長孺「史館事記」文化三年六月六日条（前掲『大日本史』後付所収）

- (10) 「此君堂諸家贈答手簡」享和元年十月二十九日立原翠軒書簡（吉田氏著書六四三頁所引）

- (11) 審故学会所蔵扁額刻文。書式に吉田篁墩の異議があつたことは吉田氏著書六三三頁にみえる。なお温故堂の名は松平定信の撰（『退閑雑記』二）。

- (12) 『堀保己一記念論文集』一九二頁所引。

五 片山足水とその藏奔

最後に宸翰の所持者、片山足水とその藏奔について管見の及ぶ限り資料を点綴して述べてみよう。すでに二章に引いた山崎美成の著により、屋号を伊勢屋五郎兵衛と稱し、山岡明阿の門人でその遺書を家蔵するこ

と等を知り得た。

唯一の伝は足水の没後、その子の囁に応じて村田春海の著わした「足水翁墓碑」である。それによれば氏は片山、名は誠之、字は子道、足水と稱す。その出は伊勢国龟山郡菅瀬里、父の時に江戸に出、「よろつの交易のわざ」を業とし、一代で富をなした。足水が産を嗣いだのちは商賈をやめ浅草に幽居して、山木野草を植裁し、和漢の絵画書跡を広く蒐集鑑賞する趣味生活を送り、その蔵儲は珍品に富み、審定の言は専門の域を摩した。山岡明阿の門に入り古学を学び、寛政十年十一月二十五日、六十八歳にて没した、として最後にやはり平生の知己であった加藤千蔭の寄せた施頭歌一首を録している。

かた山にたつ杉か枝をさしのほる月くもりなく思ひあかりてありし
人はも

此の歌は千蔭の歌集「うけらが花」にも収め、その詞書により翌十一年
の作であることが判る。千蔭は別に「哀傷歌」一首を詠んでいる。

生前の足水の面影をよく伝えるものに校勘学の鼻祖吉田篁墩が立原翠
軒に宛てた書簡がある。天明三年九月二十八日付書状に「拙者近家いい
せや五郎兵衛と申者在之、足水と号し候、山岡明阿門人ニて和学などい
たし居候か、古図をこのみ候而多く持居候、地図なども數多持居候、高
野山古有空海跋有空、秦川勝像有行、右之摸本など持居申候」と述べ、同年十二
月十日付書状では、翠軒より問い合わせた菅原道真像について左の如く答
えていた。

私は皇朝の学に聞いが、先日も申し上げた片山五郎兵衛、足水逸人と
申す者に尋ねた処、菅神の古像は今の渡唐天神像と申すものが古の遺範
を存している。それは攝津国にある野見宿弥古像(4)、河内人の所蔵で今
は天王寺に納める秦川勝像(5)、家蔵の南禅寺村菴和尚の画いた渡唐天神像
などを比べ見るに、渡唐天神像が服色制度の古制を存していることが判
るので、現在作画するには渡唐天神像を範にするがよからうと申したと
述べ、以上の三図とも足水の所蔵であり、御入用ならば仲介して御目に
掛けよう、と報している。

古画・古地図の摸本・原本類を広く蒐集比較して一家言を述べてお
り、先の碑文を良く裏付けるが、篁墩の導引でやがて翠軒も交りを結ん
でおり、翠軒の高弟小宮山楓軒が吉田篁墩を伝したものに「翠軒ト友ト
シ善シ、(中略)予ガ知レル頃ハ浅草馬道ノ寺中ニ居タリ、門ノ瓦ニ猿
ノ貌ヲ作レル所ニテアリシ、其対門ノ寺ニヘ片山五郎兵衛水足居タリ、
二人ノ居、予数々訪ヒシナリ」と述べている。これは北馬道の猿寺の俗
稱でしられる教善院(旧名蓮)のこと、篁墩の没年も同じ寛政十年であ
り

り、寺中に閑居して相い往来していた様子が良く判る。

寛政九年三月六日には「譚海」の著者として知られた津村宗庵(正
恭)が足水より加茂祭絵詞の摸本を借り、その詞のみを写して、「賀茂
祭絵記事」と題して自編の叢書「片玉集」に入れ、年月日は不明である
が、安永九年序をもつ漂流記集「迷復記」を借写して同じ叢書に収入し
た。⁽⁸⁾

足水が山岡明阿門人であり、その遺書を家に伝えたことは各書に語る
処であるが、そのうち最も重要なのは明阿畢生の著「類聚名物考」稿本
であろう。寛政十年九月に屋代弘賢がものした「古今要覽稿」跋(10)によれ
ば、十余年前に百科類書の編纂を思いたち、奈佐勝臯にその抱負を語っ
た処、既に吾が師明阿が「類聚名物考」と名付けた同趣向の書を三百余
巻編集、今は足水軒が所有になっていると語ったので、早速その本を借
用書写して「古今要覽稿」の骨子とした、と述べている。明阿の没年は
安永九年であるから、遺書が足水の蔵に帰してより数年後に弘賢は借覧
している。塙検校も明阿畢の門に入り律令を学んでおり、奈佐勝臯・片
山足水、皆同門であるが、検校と足水の直接の交りを示す資料には未だ
触目しない。

明阿の伝については中野三敏氏の論考(12)が詳悉を極めているが、それによれば明阿の蔵書はすでに生前に散逸をはじめており、遺書のどれ程が
片山家に入ったか明確ではないが、のちに五千余巻と伝える片山家蔵書
のかなりの部分をしめたことは想像出来る。

中野氏によれば静嘉堂文庫所蔵(色川三中旧蔵)「出雲國風土記」「豐
後國風土記」合綴本の見返しに「出雲 豊後 此書山岡先生之蔵本也、
遺命賜予、故存旧□不敢削、以伝家云 片山誠之」の識語があると云
う。知る限り唯一の足水の筆蹟である。

さて足水の後嗣も父と同じ性行の人物であったと思われ、同所に住

し、文人・学者との交りは変りなく続いた様である。小宮山楓軒は文化八年に足水の子は和介と誌る。⁽¹⁴⁾ 山崎美成は文政九年に足水は当主より三代前とし、中野三敏氏は安政大災の時は子敬之の代とし、伝えは区々であるが依然として「足水」とも呼ばれており、斎号として襲用されたらしい。

文化三年四月、立原翠軒は熱海入湯の途次、江戸に滞在中、二十五日浅草裏門前片山五郎兵衛を訪うも不在、次いで谷文晁の仮寓を訪ねている。⁽¹⁵⁾

文政元年九月に屋代弘賢が家蔵の花園天皇宸翰に跋を加えた事は既に述べた。翌二年正月には三合巵にちなんで、やはり片山家蔵の後土御門天皇の贈答歌を添えた覚恵（一条兼良）書状を摸刻して知己に配付した。当時は歳旦に趣向をこらした小刷物を贈答するのが流行し、弘賢は毎年つづけて種々のものを配つており、その幾点かを松浦静山は「甲子夜話」に書き留めているが、その内に右の摸刻を收めている。⁽¹⁶⁾ 本文は既に『大日本史料』に「兼顯卿記」によつて收めているので省略し、弘賢の跋文のみを録しておこう。

右一条禅閣消息の案は足水軒の珍藏なり、此節氣文明十一年のことなるよしは親長卿の記にみえたり、ことし人日子日にあたれるがめずらしければ摹刻して世にひろめ侍りぬ

文政二年正月源弘賢

文政九年正月には山崎美成が片山家を訪い、その蔵品の主なものを著録している。⁽²⁰⁾

正月廿三日、浅草北馬道なる片山氏_{伊勢屋五郎兵衛、足水の所蔵を見に行たり、その展覧の目を左に記す}

地蔵仏感応画贊下巻一軸_{巨勢光康画}

吉漢官の題跋一巻添ことあり、その跋に云へるは、住吉氏の此上巻は京師粟田口にあるよし見えたり、

花園帝宸翰願書一巻

松花堂詩歌一巻 吉田兼好古今集一巻第十一
独立禅師五禽咏一巻 烏丸光広卿画贊人丸一幅
人丸木像 竹簾 古鑑一雙、組紐一、_{古鑑代郡姥口邑民家、掘地所獲云}
また所蔵の版木数枚を示さる

花園帝宸翰 藥師寺擦銘_{〔擦銘〕} 祝允明書 悅信扇面 觀惠消
息

右何れも手掲して帰りぬ

版刻に付されたものも薬師寺擦銘_{〔擦銘〕}以外は家蔵品の尤なるものである。花園帝宸翰と覚恵消息の外に跡付け得るのは「地蔵仏感応画贊」である。梅津次郎氏の論考によれば、「図画一覽」等に地蔵縁起は上巻を京都住吉家に、下巻を江戸浅草片山家に伝え、片山家のものは嘉永乙卯の震火に亡びたとある。_{〔安政五年九月〕} 地蔵縁起絵巻は類本が多いが、右に云う上巻は現在東京国立博物館所蔵の鎌倉末期の原本一巻、後者も同博物館に蔵する片山本の写と伝える摸本一巻で、両者は僚巻で、互に錯簡・欠失があり、本来は併せて一巻をなしていたものであろう、としてその復原を試みておられる。吉田篠塚（漢官）の題跋一巻は逸して伝わらない。

古鑑は「集古十種」「古今要覽稿」に壺鑑の代表例として掲げるものであるが、片山家の蔵なる由は記していない。

天保六年四月から九月にかけて、前田夏蔭は片山家に蔵する明阿遺書の「類聚三才格」を借用して校合を行つてゐる。⁽²⁶⁾

なおこの外に「西行絵巻」や「太平記絵」、「中尊寺光堂壁画（摸写）」を所蔵しており、「足水家蔵文書」も同家のものであったと思われる。片山足水やその子の遺文・歌什などは管見に入らない。

以上見る限りの資料をほど年代順に列叙して片山家の豊富な蔵弃の牛の一毛を管窺して來た。とりわけ古画の原本・摸本に富んでいたことが目を引くが、惜しむらくは安政二年十月二日の震火災にことごとく灰

塵に帰したらしい。それは右の地蔵縁起に関するものとは別に山岡明阿遺書について伝えるところであるが、鳥有に帰した片山家の藏書は五千余巻に及んだとある⁽³⁰⁾が、瞥見して来た書画・古器に及ぶ多方面の蒐集から察すれば誇張の言ではなかろう。花園天皇宸翰とその版木も同様の運命をたどつたのであらう。

註

- (1) 片山足水についての専論はないが、稿検校の逸事、または山岡明阿遺書に關して言及する文献は多い。本稿は『森銑三著作集』に負うところ大きく、とりわけその別巻所収『近世人物研究資料綜覽』片山誠之の項に注する諸文献を列挙したにすぎず、新しく付け加え得たものは少ない。
- (2) 春海の歌文集『琴後集』十五(文化七年序刊)所収
- (3) 立原翠軒編『艾峰手簡』二(国会図書館所蔵写本)
- (4)(5)ともに「集古十種」肖像部所収
- (6) 「或云、渡唐天神の自画贊、夢想に依て百幅画之、甚靈異あり、今存する者多し」(『増補古画備考』十村菴靈彦の項)
- (7) 「楓軒紀談」十五(国会図書館所蔵自筆本)
- (8) 宮内庁書陵部所蔵自筆本奥書による。前者は正集四十四卷に、後者は後集十七十九卷に收む。前者は「群書類從」十五所収「文永十一年賀茂祭絵詞」に同じ。森銑三『津村涼庵』(『森銑三著作集』第七巻所収)参照
- (9) 清水浜臣「泊酒筆話」、山崎美成「三養雜記」三、小宮山楓軒「懷宝日札」等
- (10) 明治38年国書刊行会刊第一所収
- (11) 「楓先生伝」
- (12) 中野三敏「山岡済明年譜考」(近世文学史研究の会編『近世中期文学の諸問題』第二、昭和44年刊所収)
- (13) 清宮秀堅「古学小伝」一山岡明阿弥頃
- (14) 小宮山楓軒「懷宝日札」一(『隨筆百花苑』第三巻一四頁)
- (15) 「海錄」十四・十五
- (16) 註(12)所引論文。但しその典拠は確かめていない。
- (17) 静嘉堂文庫所蔵、立原翠軒「温泉行記」。森銑三「谷文晁伝の研究」(『森銑三著作集』第三巻二二二頁)
- (18) 「甲子夜話」六十三(明治43年国書刊行会刊第二冊)。弘賢のかかる好事の挙についての嘲罵(「しりうごと」)とそれに対する駁文(「金剛談」)があり、共に『百家説林』に収む。
- (19) 『大日本史料』八編之文明十一年正月七日条。「近衛家文書」(影写本)九所収「撰家ノ衆書札案」に收めるものの原本であろう。『大日本史料』は「兼顯卿記」によつたためか少々誤読がある。
- (20) 山崎美成「海錄」十五(大正4年国書刊行会刊)
- (21) 屋代弘賢は寛政四年十二月、幕命により京畿寶物取調に西上の際、危を冒して六層の塔上に出て燐銘を拓揚し東帰した(「道の幸」)。奈佐勝暉は初めて精拓を覽て喜び、同年三月「薬師寺燐銘釈」を刊し、更に七年九月、弘賢に嘱して拓本を影写せるを本に「薬師寺塔銘」を家刻した(「塔銘」は実見せず。姑く「群書一覽」二の記載による)。恐らくこれと関係があらう。
- (22) 梅津次郎「帝室博物館藏地蔵縁起絵巻考」(『美術研究』一三一号、のち『絵巻物叢考』に収む)。真鍋広濟・梅津次郎編『古典文庫』一八冊「地蔵靈験記絵詞集」(昭和32年刊)
- (23) 「柳庵隨筆」八下「地藏仏感応画贊」詞書筆者兼好法師、絵土佐光康、足水軒所蔵。帝国図書館本「図画一覽」に「地蔵縁起」二巻品目云巨(絵脱)可。『前著古画譜』下巻(黒川真頼全集)第二地蔵縁起項に「躬行按可」。『前著古画譜』(板橋貴雄云光康有康同人也、片山蔵ス、江戸浅草片山某蔵、類聚目録云有康筆トアリルモノ嘉永乙卯震災ニカヽリテ亡フ(古用)可)。此卷嘉永乙卯の震火に亡びぬときけり」「又曰、博物館所蔵の地蔵縁起は片山五郎兵衛所蔵のものと同物なり、とり合せば全かるべしと高島千載云へり」
- (24) 「集古十種」兵器類馬具一「甲斐国八代郡堀地所獲壺鏡図」。一対で片方に鉢を存しており、「海錄」の記載と一致する。
- (25) 「古今要覽稿」百六十二器財部馬具鏡一(国書刊行会刊本第二)に「甲斐

国八代郡姥口村堀地所獲壺鑑図。但し図は「集古十種」に同じ。

(26) 旧轉國史大系『類聚三代格』所校本の奥書。卷一・三・五・十二・十四の五巻。

(27) 『訂正 増補 考古画譜』所引「古画目録」に「西行卷一巻、江戸浅草砂利場猿寺地内片山五郎兵衛藏、画工詳ならず」(上巻二〇四頁)、「太平記繪」八卷(海北)友雪筆、江戸浅草砂利場片山五郎兵衛藏」(下巻四七頁)、「画清衡等鷹狩之図云云、今は剥落して見えず、摹本片山五郎兵衛家にあり」(上巻一九頁)「奥州中尊寺光堂壁画」項)。なおこの目録は寛政頃のものであるらしい。

(28) 彰考館文庫所蔵「足水家藏文書」乾隆二冊(いま明治十八年に同文庫に託写せしめた史料編纂所謄写本による)は、高野山文書・觀心寺文書・宗像社文書・摂津氏文書など現在も原本が存在し、江戸時代に多く写しが作られた文書が大部分をしめ、本書にしか存せぬものは数点にすぎぬ様であるが、書名の由来は不明で、「タルミケゾウモンジョ」(『国書総目録』)

などと読まれて来たが、足水なる姓は『姓氏家系大辞典』や各種の姓氏辞書類に見えない。恐らく翠軒あたりを通じて片山家から借写した彰考館が、それに捺された「足水家藏」印にちなんで名付けたものではなかろうか。

(29) 「浅草寺地中馬道辺より出火、(中略) 南馬道・北馬道・花川戸町側等 焼けて死亡人多く」(『武江年表』当日条)

(30) 清宮秀堅「古学小伝」一山岡明阿弥項「門人片山五郎兵衛誠之、其自筆ノ遺稿ヲ伝ヘテ藏セシガ、安政二年十月震変ニ火災ニカヽリテ鳥有トナリシト云」「片山氏ハ浅草馬道ニ住ス、明阿弥遺稿ノ外、誠之ガ藏書五千余巻アリト云、羽倉民子が明阿弥ニ贈りシ書ヲモ藏セシガ、是モ癸卯(乙)ノ震変ニテ蕩然タリトゾ」。羽倉民子(蒼生子)は荷田在満の妹で女流歌人として著明。

以上、塙検校の逸事から説き起し、摸刻願文の紹介とその背景に触
六 おわりに

れ、検校の彰考館入館前後の事情と活躍を略述し、最後に願文の所持者片山家の藏弃とその焼失を述べた。当初の目論見は一通の宸翰を核に江戸文人界の交流を点描する事にあつたが、近世学藝資料の海を汲むには余りに非力にすぎ、家藏摸本愛着の念にひかれて徒らに長文を草した感がある。とりわけ片山家をめぐる部分は、その門の人にとっては習作の域を脱せず、見落した資料・論考も多々と思う。将来の補訂を俟ちたい。僅かに正慶乱離時の一偶と塙検校伝の一齣を埋め得たことにさゝやかな満足を見出して擇筆する。

末尾乍ら百瀬今朝雄・笠松宏至両先生から、願文の积文作成と筆蹟の審定に当り、一方ならぬ御指導に預った。特記して深甚の謝意を表する。